京田辺市大住高島三六番五地先から同市松井梅谷七三番一四まで

前	最大	三四六
	最小	二三
後	最大	三四七
	最小	二三
前	最大	二二八
	最小	五六
後	最大	二二八
	最小	五四

二、七〇二

三六五

八幡市美濃山御毛通二〇番から同市美濃山古寺五五番まで

○国土交通省告示第三百八十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	近畿自動車道　城陽市寺田金尾一一八番一から八幡市美濃山古寺七九番まで
供用開始の区間	名古屋神戸線
供用開始の期日	平成二十九年四月三十日十五時

○国土交通省告示第三百八十六号

自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）第十条第二項第八号、第十二条第一項第十四号及び第五十二条第十六号に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件

第一条　自動車整備職種の自動車整備作業（以下単に「自動車整備作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十条第二項第八号に規定する告示で定める基準は、第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習において、自動車整備作業に関する講習（国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を修得させるものに限る。）を実施することとしていること（当該講習を同号ハに規定する入国前講習において受けた技能実習生に係るものである場合を除く。）とする。

第二条　自動車整備作業に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　第一号技能実習又は第二号技能実習に係るものである場合にあっては、技能実習指導員（規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。次号において同じ。）が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

イ　一級又は二級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第一項の技能検定をいう。以下同じ。）に合格した者

ロ　三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、技能実習指導員が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

イ　一級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ　二級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

三　技能実習を行わせる事業所が、道路運送車両法第七十八条第一項の規定に基づき地方運輸局長から自動車分解整備事業の認証（対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみを指定されたもの及び対象とする業務の範囲を限定して行われたものを除く。）を受けた事業場であること。

第三条　自動車整備作業に係る規則第五十二条第十六号に規定する告示で定める基準は、同条第八号後段に規定する修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

二　三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

三　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第四条に規定する自動車検査員の要件を備える者

四　道路運送車両法第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者

附　則

この告示は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から適用する。

○中部地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十八日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　高山都市計画道路事業三・四・一号花里本母線

三　事業施行期間　自平成二十九年四月二十八日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県高山市花里町五丁目及び六丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都市伏見区横大路芝生三六番から守口市八雲東町二丁目二七番二まで	前	A　一五・〇〇～一九・五〇（メートル）	二七・一三二（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　三九・〇〇～一九二・〇〇	二九・五八八	
	後	A　一五・〇〇～一九・五〇	二七・一三二	
		B　三九・〇〇～一九二・〇〇	二九・五八八	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所及び同局大阪国道事務所